

奥出雲町ふるさと応援寄附条例

〔平成20年5月22日〕
〔奥出雲町条例第18号〕

(目的)

第1条 この条例は、奥出雲町を愛し、応援しようとする個人又は団体から広く寄附を募り、当該寄附金を財源として事業を行うことにより自然、歴史、文化や伝統に恵まれた奥出雲町の末永い充実・発展に資することを目的とする。

(対象事業)

第2条 前条の寄附金を財源として行う事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人口定住・結婚対策に関する事業
- (2) 出産・子育て支援に関する事業
- (3) 自然環境・環境保全に関する事業
- (4) 観光振興に関する事業
- (5) 教育・文化・スポーツ振興に関する事業
- (6) その他町長が定めた事業

(寄附金の管理運用)

第3条 寄附金は、ふるさと応援基金により管理し、運用するものとする。

(寄附金の使途指定)

第4条 寄附者は、第2条各号に規定する事業のうち、自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

2 この条例に基づいて収受した寄附金のうち、前項の規定による事業の指定がない寄附金については、諸般の事情を勘案して、町長が事業の指定を行うものとする。

(運用状況の公表)

第5条 町長は、この条例による寄附の運用状況について、毎年度議会に報告し、公表するものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成20年5月1日から適用する。